

和歌山県農業農村振興委員会「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」 令和7年度会議の審議概要

1 日 時 令和8年3月10日(火) 13:30~14:35

2 場 所 和歌山県庁 東別館5階 農林水産部会議室

3 内 容

(1) 審議事項1: 国庫交付金を活用した各事業の目標達成状況及び成果について

『強い農業づくり交付金、強い農業づくり総合支援交付金』

『農畜産物輸出拡大施設整備事業』

(2) 審議事項2: 令和8年度の事業実施計画について

(3) その他

4 出席者及び資料 別添のとおり

5 審議概要

資料に基づき県担当者から審議事項1、2についての説明を行い、意見を求めた。

結果、審議事項1、2共に異議なく了承された。

6 主な意見及び質疑

和歌山市卸売市場について

Q. どのくらい的人数が利用しているのか。また施設整備は営業を継続しながら工事を進めているのか。(竹川委員)

A. 全体的な人数は把握していないが、市場内には和歌山市の担当部署、青果卸売業者が2社、水産物卸売業者が1社、青果仲卸業者が12社、水産物仲卸業者が24社のほか、総合食品センターに34業者出店している。

整備については施設ごとに順に行っている。現在は旧青果棟で営業を行っているが、来月(4月)に新青果棟が供用開始する。新青果棟供用開始後に、旧青果棟を撤去するなどして営業と工事を並行して行っていく。(食品流通課)

Q. 「閉鎖型」との説明があったが、防災面において「閉鎖型」ということか。(井本委員)

A. 品質管理向上を目的とした温度管理や衛生面における「閉鎖型」を意味している。(食品流通課)

Q. 卸売市場の東側(山側)には防護壁のような杉の並木があるが、海側には防潮堤のようなものはないのか。(井本委員)

A. 卸売市場はもともとあった防潮堤より海側の埋立地部分にある。津波が発生した場合、防波堤等を越えて浸水してくる可能性があるため、本卸売市場では市場利用者や周辺の住民の一時的な避難場所となるよう整備を行った。市場周辺は3~5mの津波被害が想定されており、海拔7mのところ(新青果棟の2階)に避難できるようになっている。(食品流通課)

Q. 世界情勢が不安定となり、物価高騰も重なる中、生産に携わる者として、高級な果物を作っても購入してもらえるのか不安。施設の機能を強化・向上していただくのも良いが、生産者がよりよく、安定して供給できるような予算の確保をお願いしたい。(山田委員)

A. 現在国では構造転換を集中的に進めるため、施設の再編集約等が進められている。果樹の選果場を統合等するにはかなりの規模の事業費が必要となってしまうため、できるかぎり生産者負担が少なくなるような整備内容も認めるよう、国に提案しているところ。今後も地方の声を届けるようにしたい。(果樹園芸課)

Q. 観光の観点から、「卸売市場」という名称は産業寄りの印象を受ける。防災施設としても運用されることなので、市民が身近に感じるためにはネーミングの工夫が必要だと考える。また、防災面から考えると徒歩での施設訪問が基本となる。この事業のみでは対応できないと思うが、周辺の道路や緑化等、部署を越えての対応を行い、周辺領域の整備も併せて行うことも検討すればよいと思う。(八島委員)

A. 総合食品センターを「わかやままるしえ」と命名して、親しみやすく利用を促しているところ。卸売市場の名称については和歌山市にも働きかけていきたい。(果樹園芸課・食品流通課)

輸出について

Q. 資料11ページの表を見ると、輸出販売金額は徐々に上がってきているが、生産者の所得は上がっているのか。また対象品目の輸出の状況等はどのようになっているのか。(竹川委員)

A. 当施設の輸出は桃が中心で、台湾向けに高価格で取引されている。(果樹園芸課)

Q. 生産者も高品質なものを提供するため、残留農薬や病害虫にも慎重に対応する必要があり、輸出に適した果実を生産できる生産者はそれほど多くない。桃を栽培しているが、クビアカツヤカミキリの発生が深刻な問題となっている。また、夏場の高温の影響で栽培しにくくなっている。今後、どのように産地を維持していくのが課題。(山田委員)

A. 20年ほど前は桃の生産量は約10,000トンであったが、過去の台風被害により減少、近年は改植で7,000~7,500トンまで回復している。単価については20年前600円/kg程度だったが、近年は900円/kg程度となっている。ただ、生産資材等の価格高騰分を単価に反映できているとは思えないので、生産者の所得に繋がっているかの把握は困難。(果樹園芸課)

Q. 農業でも人件費を考慮して単価を設定すれば良いと思うが。(井本委員)

A. 適正価格を国で示していただければ良いのだが、算出が困難とのこと。(果樹園芸課)

令和8年度の事業実施計画について

Q. 卸売市場の令和8年度事業としては駐車場等、周辺の整備ということでよいか。(八島委員)

A. そのとおり。今年5月末工事完了予定となっている。(食品流通課)

Q. この周辺整備をもって卸売市場の整備は終了となるのか。(井本委員)

A. そのとおり。(食品流通課)

Q. 完成イベント等はあるのか。(八島委員)

A. 青果棟が完成したので、3月末に完成式典を行う予定。(食品流通課)

Q. 資材費が高騰しているが、事業費や予算において課題等はなかったか。(竹川委員)

A. 最終的な事業費は実績として提出されるが、国の補助金額は決まっているので、予定額を上回った場合は和歌山市の負担となっている。(食品流通課)

その他の意見

和歌山市の問題だと思うが、今後どのように交流人口を増やすのが課題と思われる。(井本委員)

和歌山市観光協会の伴走支援を行っていた際、観光客等をもたらすランドオペレーターへの施設のキャパシティ等の情報提供が十分ではなかったために誘客が少なくなることがあった。今後、交流人口を増やしていくには観光協会やDMOと連携・協力して進めてもらえればと考える。(八島委員)

終了 14:35



令和7年度「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」

日時：令和8年3月10日（火）13時30分～

場所：和歌山県庁 東別館5階 農林水産部会議室

会 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 報告事項

（1）国の農業施設整備関連予算の概要（資料1）

4 審議事項

（1）事業の目標達成状況及び成果について（資料2）

『強い農業づくり交付金、強い農業づくり総合支援交付金』

『農畜産物輸出拡大施設整備事業』

（2）令和8年度の事業実施計画について（資料3）

（3）その他

5 閉 会

令和7年度和歌山県農業農村振興委員会 農業及び農山村の振興に係る第3者部会 開催要領

1. 目的

強い農業づくり交付金や農畜産物輸出拡大施設整備事業等で実施する国庫事業の計画内容や事業効果等について、利害関係者以外で構成する和歌山県農業農村振興委員会「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」の意見を聴取し、事業実施の透明性の確保と適正な執行を図ることを目的に開催する。

2. 開催日程

日 時：令和8年3月10日（火）13：30～15：30
場 所：和歌山県庁 東別館5階 農林水産部会議室
（和歌山市小松原通一丁目1番地）

3. 協議内容

- （1）翌年度の事業実施計画に関する事項
- （2）事業地区別の各年度における成果についての評価
- （3）その他事業の効率的かつ適正な執行に必要な事項

4. 参集範囲

第3者部会委員
事業担当課（食品流通課 果樹園芸課）

「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」出席者名簿

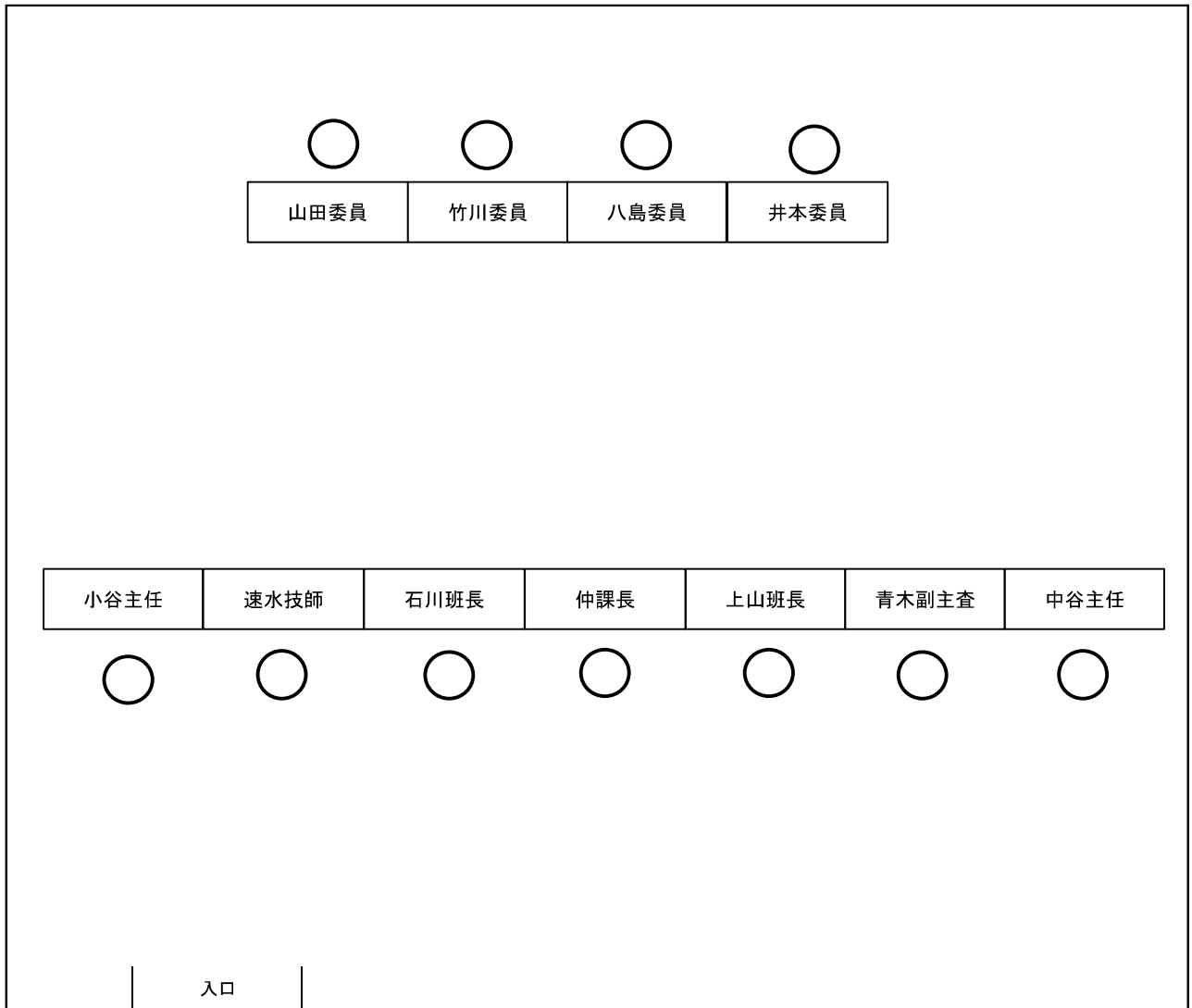
日時：令和8年3月10日(火)13:30～

			氏名
1	委員	和歌山大学 観光学部 教授	八島 雄士
2	委員	株式会社フラン 代表取締役	竹川 智子
3	委員	株式会社時事通信社 和歌山支局長	井本 智康
4	委員	紀の川市生産者	山田 和美

	所属	役職	氏名
5	食品流通課	生産者支援班長	上山 智史
6	食品流通課	副主査	青木 友宏
7	果樹園芸課	課長	仲 真永
8	果樹園芸課	産地振興班長	石川 義光
9	果樹園芸課	主任	中谷 奈津美
10	果樹園芸課	主任	小谷 泰之
11	果樹園芸課	技師	速水 陽平

令和7年度「農業及び農山村の振興に係る第3者部会」
和歌山県農林水産部会議室 配席図

県庁東別館5階 農林水産部会議室



国の農業施設整備関連予算の概要

農業施設整備関連予算の概要

NO	事業名	概要	補助率等	補助形態	令和6年度 予算額 (億円)	令和7年度 予算額 (億円)	令和8年度 概算決定額 (億円)
①	強い農業づくり総合支援交付金のうち 産地基幹施設等支援タイプ	集出荷貯蔵施設や低コスト 耐候性ハウス、畜舎、農産物 処理加工施設などの共同利 用施設の整備を支援。	1/2以内	間接補助事業 (国→県→市 町村→事業実 施主体)	121億円 の内数	120億円 の内数	120億円 の内数
②	強い農業づくり総合支援交付金のうち 卸売市場等支援タイプ	売り場施設や貯蔵・保管施 設、駐車施設、構内舗装、市 場管理センター、防災施設な どの施設の整備	4/10以内	間接補助事業 (国→県→事 業実施主体)			
③	農産物等輸出拡大施設整備事業のうち 輸出対応型施設の整備	集出荷貯蔵施設や低コスト 耐候性ハウス、農産物処理 加工施設などの共同利用施 設の整備を支援。	1/2以内	間接補助事業 (国→県→市 町村→事業実 施主体)	55億円 の内数 (R5補正)	55億円 の内数 (R6補正)	—
④	強い農業づくり総合支援交付金のうち 国産農産物の輸出拡大(予定)	未定			-	-	120億円 の内数

NO	事業名	概要	補助率等	補助形態	令和6年度 予算額 (億円)	令和7年度 予算額 (億円)	令和8年度 概算決定額 (億円)
⑤	農山漁村振興交付金のうち 地域資源活用価値創出対策のうち 地域資源活用価値創出整備事業 (定住促進・交流対策型) (旧) 農山漁村発イノベーション対策のうち 農山漁村発イノベーション整備事業 (定住促進・交流対策型)	地域活性化や定住促進を図るため、都市と農山漁村の交流施設等の整備を支援。 ※交付対象上限事業費4億円	県計画・共同計画・市町村単独計画全て対象 1/2以内	間接補助事業 (国→県→市町村→事業実施主体)	84億円の内数	74億円の内数	70億円の内数
⑥	産地生産基盤パワーアップ事業のうち 収益性向上対策 (旧産地パワーアップ事業)	集出荷貯蔵施設や低コスト耐候性ハウスなどの中規模施設の整備を支援。	1/2以内	間接補助事業 (国・基金管理団体→県→市町村→事業実施主体)	310億円の内数 (R5補正)	110億円の内数 (R6補正)	80億円の内数 (R7補正)
⑦	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援。	1/2以内 等	間接補助事業 (国→県→市町村→事業実施主体)	-	480億円 (内訳) R6補正:400億円 R7当初:80億円	834億円 (内訳) R7補正:617億円 R8当初:217億円

資料 2

国庫交付金を活用した各事業の目標
達成状況及び成果について

◆事業評価対象地区一覧

1 強い農業づくり交付金、強い農業づくり総合支援交付金 評価対象事業

NO	実施年度	地区名	事業実施主体	事業費 (千円)	交付金 (千円)	事業内容	目標年度	報告年度	担当課(班)
1	H30～R8	雑賀地区	和歌山市	8,960,318*	2,350,570	卸売場施設(5,700㎡、S造、平屋) 仲卸売場施設(7,200㎡、S造、平屋) 買荷保管・積込所施設(4,500㎡、S造、平屋) 倉庫施設(1,010㎡、S造、平屋) 駐車施設(32,913㎡、アスファルト、平面) 構内舗装(26,660㎡、アスファルト、コンクリート) 衛生施設(96㎡、S造、平屋) 市場管理センター(卸・市)(2,685㎡、S造、2階) 市場管理センター(仲卸)(1,000㎡、S造、2階) 市場管理センター(守衛室)(12㎡、S造、平屋) 加工処理高度化施設(28㎡、S造、平屋) 総合食品センター機能付加施設 (2,527㎡、S造、平屋) 附帯施設(一式)	R7	R8	食品流通課 (生産者支援)
2	R5	日高郡地区	紀州農業協同組合	1,505,570	684,350	○柑橘選果機導入及び選果施設の増設 鍵盤式選果機6条 外観(生傷・腐敗)センサー、糖酸度センサー その他設備1式 鉄骨造増設 2,052.24 ㎡	R7	R8	果樹園芸課 (果樹)

*:千円未満は切り捨て

2 農畜産物輸出拡大施設整備事業

NO	実施年度	地区名	事業実施主体	事業費 (千円)	交付金 (千円)	事業内容	目標年度	報告年度	担当課(班)
1	R3	紀の川市 岩出市	紀の里農業協同組合	2,164,140	983,700	○農産物流通センター選果施設の整備 PK式柿柑橘選果機1式、 FT式落葉果樹選果機1式、 パレタイザー1式	R7	R8	果樹園芸課 (果樹)

2 卸売市場等支援タイプ

市町村名	市場名	事業実施主体名	メニュー	類別	成果目標Ⅰ					成果目標Ⅱ					事業内容(施設区分、構造、規模等)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了年月日	事業実施主体の評価	都道府県の評価	備考					
					成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況				成果目標の具体的な実績	類別	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況				成果目標の具体的な実績	交付金	都道府県費	市町村費					その他				
						計画時(平成28年)	事業実施年度(令和7年)	目標値(令和7年)	達成率				計画時(△△年)	1年後(□□年)												2年後(◇◇年)	3年後(○○年)	目標値(令和8年)	達成率
和歌山市	和歌山中央卸売市場	和歌山市	品質・衛生管理高度化設備	防災対応	【防災対応】施設の防災対応に係る整備を実施	既存施設では18値が極めて低いとともに、前年度も実施できなかった。	建築基準法等各関係法令を満たした施設整備を実施	-	建築基準法等各関係法令を満たした施設整備を実施	新耐震基準に適合する施設整備を実施し、防災設備の設置等一時避難スペースを確保するとともに、和歌山市BCPを踏まえ、防災体制の整備を行った。	卸売場施設(5,700㎡、S造、平屋) 仲卸売場施設(7,200㎡、S造、平屋) 買荷保管・積込所施設(4,500㎡、S造、平屋) 倉庫施設(1,010㎡、S造、平屋) 駐車場(32,913㎡、アスファルト、平面) 構内道路(36,600㎡、アスファルト、コンクリート) 常設施設(96㎡、S造、平屋) 市場管理センター(和歌山) (2,685㎡、S造、2階) 市場管理センター(守衛室) (12㎡、S造、2階) 加工処理高度化施設(28㎡、S造、平屋) 総合食品センター機能付加施設(2,527㎡、S造、平屋) 附帯施設(一式)	8,960,318,995	2,350,570,000	6,609,748,995					R8.5.31	建築基準法等各関係法令を満たした施設整備を実施し、目標を達成した。									

都道府県平均達成率	総合所見
-----------	------

- (注) 1 別紙様式1号のIの(2)のIIに準じて作成すること。
 2 別添として、各事業実施主体等が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
 3 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
 4 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
 5 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

1 産地基幹施設等支援タイプ

(都道府県名:和歌山県 令和5年度)

市町村名	事業実施主体名 (対象作物・畜種等名)①	メニュー① (対象作物・畜種等名)①	種別	成果目標の具体的な内容①	事業実施後の状況①							成果目標の具体的な実績①	メニュー② (対象作物・畜種等名)②	種別	成果目標の具体的な内容②	事業実施後の状況②					成果目標の具体的な実績②	事業内容 (工種、施設区分、構造、規模、能力等)	事業費 (円)	負担区分(円)				完了年月日	事業実施主体の評価	都道府県 の評価	備考
					計画時 (R3年)	1年後 (R6年)	2年後 (R7年) ※R8.1 末時点	3年後 (R8年)	目標値 (R7年)	達成率	計画時 (R3年)					1年後 (R6年)	2年後 (R7年) ※R8.1 末時点	3年後 (R8年)	目標値 (R7年)	達成率				交付金	都道府県費	市町村費	その他				
					全出荷量に占めるブランド品出荷割合	全出荷量に占めるブランド品出荷割合	全出荷量に占めるブランド品出荷割合	全出荷量に占めるブランド品出荷割合	全出荷量に占めるブランド品出荷割合	全出荷量に占めるブランド品出荷割合	全出荷量に占めるブランド品出荷割合					全出荷量に占めるブランド品出荷割合	全出荷量に占めるブランド品出荷割合	全出荷量に占めるブランド品出荷割合	全出荷量に占めるブランド品出荷割合	全出荷量に占めるブランド品出荷割合				全出荷量に占めるブランド品出荷割合	全出荷量に占めるブランド品出荷割合	全出荷量に占めるブランド品出荷割合	全出荷量に占めるブランド品出荷割合				
御坊市 日高川町 内良町 白高町 笠浜町 印南町 みなべ町	紀州農産物同組合 果樹(柑橘)	H2	全出荷量に占めるブランド品割合を1ポイント以上増加	39.0%	54.8%	45.7%		48.4%	71.3%	令和7年度のうんしょうみかんにおいてブランド率が計画より低い傾向で推移したが、今後の中晩柑の荷受け量の増加により目標を達成できる見込み	E03	果樹(柑橘)	現行の出荷規格数を5%以上削減	1,193規格	583規格	621規格	681規格	111.7%	令和8年1月末時点の状況ではあるが目標を達成	柑橙選果機 (50t/日) 柑橙選果機増設 (2,052.24㎡)	1,505,570,000	684,350,000	0	0	821,220,000	令和6年8月26日	令和7年度春先の中晩柑については荷受け量が少ない傾向だったが、9月から荷受けを開始した極早生みかんからは出荷計画に近い数量で順調に推移し、さらに導入した選果機の機能を生かした出果果実の品質向上・選別基準の見直し等により出荷規格削減の成果目標を達成、ブランド品率の向上についても今後の中晩柑の荷受け量の増加に伴い達成できる見込みである。				

都道府県平均達成率	○%	総合所見
-----------	----	------	-------

(注) 1 別紙様式1号の1の(2)の1に準じて作成すること。
 2 要領別記1の1の第2の2の(2)のただし書きの場合にあっては、事業実施後の状況の欄を追加し、記入すること。
 3 別添として、各事業実施主体が作成した事業実施状況報告書を添付すること。
 4 「事業実施主体の評価」欄と、「都道府県の評価」欄については、評価の対象となる年度のみ、それぞれの所見を記入すること。
 5 「総合所見」欄については、評価実施年度の取組について、都道府県全体の総合所見を記入すること。
 6 「都道府県平均達成率」欄は、都道府県において事業実施地区で掲げている成果目標毎の達成率の平均値とする。

令和8年度の事業実施計画について

国庫事業の実施予定事業費一覧

単位：千円

区分	事業費	国費	県費
強い農業づくり総合支援交付金	264,793	76,627	0
合 計	264,793	76,627	0

※R7からの繰越予算を含む

令和7年度に実施しているハード事業の進捗状況について

【果樹園芸課】

【強い農業づくり総合支援交付金（R6繰越、R7当初）】

政策目的	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)		備考	
					国費	県費		
食品流通の合理化	卸売市場施設 整備の推進	和歌山市	和歌山市	○青果棟整備（3ヵ年施工のうち、3年目） 卸売場施設(600㎡) 仲卸売場施設(840㎡) 買荷保管・積込所施設(500㎡) 倉庫施設(220㎡) 市場管理センター(310㎡) 附帯施設(一式)	816,526*	229,000	0	R6補正予算 担当：食品流通課
食品流通の合理化	卸売市場施設 整備の推進	和歌山市	和歌山市	○青果棟整備（3ヵ年施工のうち、3年目） 卸売場施設(450㎡) 仲卸売場施設(770㎡) 買荷保管・積込所施設(490㎡) 倉庫施設(20㎡) 駐車施設(5,160㎡) 構内舗装(5,120㎡) 市場管理センター(316㎡) 附帯施設(一式)	748,252	249,513	0	R7当初予算 担当：食品流通課
合 計					1,564,778	478,513	0	

*：千円未満は切り捨て

令和8年度に実施するハード事業の計画について

【強い農業づくり総合支援交付金R7繰越】

政策目的	取組名 (事業名)	市町村名	事業実施主体	事業内容	事業費 (千円)		備考	
					国費	県費		
食品流通の合理化	卸売市場施設 整備の推進	和歌山市	和歌山市	○駐車場等整備 駐車施設(4,685㎡) 構内舗装(6,168㎡) 市場管理センター(守衛室)(12㎡) 附帯施設(一式)	264,793	76,627	0	担当：食品流通課
合 計					264,793	76,627	0	

和歌山県農業農村振興委員会
農業及び農山村の振興に係る第3者部会について
(設置根拠及び目的)

○附属機関の設置等に関する条例

昭和 28 年 4 月 7 日 条例第 2 号

改正 令和 7 年 3 月 25 日 条例第 14 号（令和 7 年 4 月 1 日施行）

附属機関の設置等に関する条例をここに公布する。

附属機関の設置等に関する条例

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、法令又は他の条例に定があるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

(昭51条例38・一部改正)

(附属機関の設置)

第2条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。※他の附属機関は表から省略

附属機関の名称	担任する事務
和歌山県農業農村振興委員会	農地、農業用施設等の適正かつ円滑な利活用についての重要事項の調査審議に関する事務

2～3 (略)

(執行機関への委任)

第3条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が定める。

○知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

平成 25 年 4 月 2 日 規則第 47 号

改正 令和 7 年 3 月 31 日 規則第 32 号（令和 7 年 4 月 1 日施行）

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則を次のように定める。

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則

（目的）

第1条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例(昭和28年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、別表第1附属機関の名称の欄に掲げる附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 附属機関は、条例第2条第1項の表に掲げる当該担当事務について審査し、審議し、又は調査審議する。

（組織）

第3条 附属機関は、別表第1定数の欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第1委員の要件の欄に掲げる者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、別表第1任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第4条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」という。)を置く。

2 会長及び副会長は、原則として委員の互選による。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、法令で定めのあるものを除くほか、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第6条 附属機関に、専門の事項を審査させ、審議させ、又は調査審議させるため、必要があるときは、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が任命

する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する審査、審議又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 別表第2附属機関の名称の欄に掲げる附属機関に、同表分掌事務の欄に掲げる事務を分掌させるため、同表部会の名称の欄に掲げる部会を置く。

- 2 前項で定めるもののほか、知事は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。
- 3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 部会に部会長を置く。
- 5 部会長は、当該部会に属する委員のうちから互選する。
- 6 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 7 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちからあらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 8 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 附属機関の庶務は、別表第1所管部局の欄に掲げる部局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は別に定める。別表第1(第1条、第3条、第9条関係)

(平25規則55・平26規則34・平27規則17・平28規則29・平28規則62
・平29規則20・平29規則34・平30規則16・平31規則2・平31規則24・令元規則
65・令2規則69・令5規則19・令5規則63・令6規則9・令7規則32・一部改正)

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
和歌山県農業農村振興委員会	12人以内	学識経験を有する者	3年以内	農林水産部

別表第2(第7条関係)

(平26規則34・平27規則17・平27規則57・平30規則16・令2規則22・令3規則162・令5規則63・令6規則9・令7規則32・一部改正)

附属機関の名称	部会の名称	分掌事務
和歌山県農業農村振興委員会	日本型直接支払制度推進部会	県の特認基準の妥当性、市町村の対象農地の指定、当該年度の事業の執行状況及び各地区の取組についての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	中山間ふるさと・水と土保全推進部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執行状況及び事業実施に係る企画提案の評価・審査その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務
	農業及び農山村振興に係る第3者部会	翌年度の事業実施計画、当該年度の事業の執行状況及び事業地区別の各年度における成果についての評価その他事業の効率的かつ適正な執行についての調査審議に関する事務

強い農業づくり交付金実施要綱(抄)

第9 指導推進等

- 1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。
- 2 対策の適正な執行の確保
 - (1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。
 - (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(抄)

別記1 産地基幹施設等支援タイプ

第4 指導等

1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等の関係機関との密接な連携による推進指導體制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。

また、事業実施主体が取組を行う事業実施地区が都道府県域や市町村域を越える場合等においては、関係する地方公共団体と連携・協力し、適正な事業執行を図るものとする。

2 対策の適正な執行の確保

(1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。

(2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。

ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

農産物等輸出拡大施設整備事業実施要綱(抄)

第9 指導推進等

○都道府県向け交付金

- 1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。
- 2 対策の適正な執行の確保
 - (1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本対策の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。
 - (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。